

### 3 役員等に関する事項

#### (1) 役員(理事9名、監事2名)

令和7年3月31日現在

| 役職名  | 氏名    | 現職名                 |
|------|-------|---------------------|
| 理事長  | 平井 義則 | 愛媛県漁業協同組合代表理事組合長    |
| 副理事長 | 徳永 安清 | 愛媛県漁業協同組合桜井支所運営委員長  |
| 専務理事 | 藤井 栄吉 | 公益財団法人えひめ海づくり基金事務局長 |
| 理事   | 大野 道善 | 愛媛県水産局長             |
| 理事   | 菊川 昌輝 | 今治市農林水産課長           |
| 理事   | 浪切 瞳夫 | 愛媛県漁業協同組合弓削支所運営委員長  |
| 理事   | 網江 正安 | 上灘漁業協同組合代表理事組合長     |
| 理事   | 谷上 信行 | 前長浜町漁業協同組合代表理事組合長   |
| 理事   | 立花 弘樹 | 愛南漁業協同組合代表理事組合長     |
| 監事   | 西山 竜二 | 愛媛県漁業協同組合大浜支所運営委員長  |
| 監事   | 吉野 敦夫 | 下灘漁業協同組合代表理事組合長     |

理事 任期:令和5年6月20日～令和7年6月の定時評議員会の終結の時まで

監事 任期:令和3年6月25日～令和7年6月の定時評議員会の終結の時まで

(2) 評議員(9名)

令和7年3月31日現在

| 役職名 | 氏名    | 現職名                |
|-----|-------|--------------------|
| 評議員 | 梶田陽一郎 | 愛媛県水産課長            |
| 評議員 | 三浦猛   | 愛媛大学大学院農学研究科教授     |
| 評議員 | 古谷康二  | 愛媛県信用漁業協同組合連合会専務理事 |
| 評議員 | 関洋二   | 愛媛県漁業協同組合宮窪支所運営委員長 |
| 評議員 | 中村卓三  | 愛媛県漁業協同組合伯方支所運営委員長 |
| 評議員 | 松本博和  | 愛媛県漁業協同組合中島支所運営委員長 |
| 評議員 | 對尾眞也  | 伊予漁業協同組合代表理事組合長    |
| 評議員 | 福島大朝  | 八幡浜漁業協同組合代表理事組合長   |
| 評議員 | 竹田英則  | 久良漁業協同組合代表理事組合長    |

評議員 任期:令和3年6月25日～令和7年6月の定時評議員会の終結の時まで

公益財団法人えひめ海づくり基金  
役員及び評議員報酬規程

**第1条** この規程は、公益財団法人えひめ海づくり基金(以下「基金」という。)の定款第13条及び第26条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬に関し必要な事項を定める。

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、定期的に週5日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

**第3条** 常勤理事に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、報酬及び退任慰労金を支給する。ただし、県を退職後、就任した常勤役員には退任慰労金は支給しない。
- 3 県、市町所属の役員等には、報酬は支給しない。

**第4条** 常勤理事の報酬の額は、年間3,120,000円の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 常勤理事の報酬の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

**第5条** 非常勤役員等に対する報酬は、無報酬とする。

**第6条** 報酬は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

#### 附 則

この規程は、公益財団法人えひめ海づくり基金の設立の登記の日から施行する。

この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。